

令和7年度板橋区生活安全協議会

開催日時 令和7年7月16日（水）午前10時00分～午前11時30分

開催場所 区役所本庁舎南館4階 災害対策室AB

出席者 生活安全協議会委員26名（2名欠席） 専門委員11名 合計37名

1 開会・新任委員紹介

防災危機管理課長

新任委員を紹介させていただきます。

－新任委員の紹介－

防災危機管理課長

資料の確認をさせていただきます。

－資料の確認－

防災危機管理課長

令和7年度板橋区生活安全協議会を始めさせていただきます。初めに、本協議会の会長であります区長からご挨拶を申し上げます。

2 挨拶

区長

皆様おはようございます。本日は、お忙しい中、板橋区生活安全協議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

また、本日お集まりの皆様方におかれましては、平素から板橋区の安心・安全なまちづくりにご尽力いただき、改めて御礼申し上げます。

さて、区内の犯罪発生件数でございますが、平成15年に約1万2千件とピークを迎えて以降、減少傾向にありましたが、令和4年以降は増加に転じております。

特に、特殊詐欺につきましては、昨年の被害金額が約7億4千万円と、前年を大幅に増加しております。特殊詐欺は、高齢者の方が被害に遭いやすいイメージがあるかと思いますが、最近では若い方の被害も多くなっておりまして、幅広い世代への注意喚起が必要になっております。

また、昨今、いわゆる「闇バイト」が関係すると思われる強盗事件等が全国的に発生しており、区民の生活安全に関する危機感が高まっています。こうした中、板橋区では、新規事業といたしまして、家庭用防犯カメラやカメラ付インターホンなど、侵入盗被害に有用な防犯機器等を購入・設置した世帯に対する補助制度を創設いたしました。8月1日から受付を開始いたしますので、多くの区民の皆様にご活用いただき、ご家庭の防犯対策の充実を図っていただきたいと思いますと考えております。

一方、消防関係では、昨年の区内救急出場件数は約3万2千件となっており、これは、前年に比べ微増となっております。区としては、「救急車ひっ迫アラート」の区民周知に協力する等、救急車の適正利用の呼びかけについて、引き続き消防署と連携を図っていきたいと考えております。

本日の板橋区生活安全協議会には、各団体の代表の方にお集まりいただいております。

それぞれの立場からご意見を交わしていただくことはもちろんのこと、お互いに協力し合うことで、犯罪のない安心・安全な板橋区が実現できると考えておりますので、皆様の活発なご議論をよろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、私からのご挨拶とさせていただきます。

防災危機管理課長

それでは続きまして、板橋区議会議長からご挨拶をいただきたいと存じます。

区議会議長

本日はお忙しい中、板橋区生活安全協議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

日頃から皆様には、防犯パトロールや火災予防運動などの活動を通じ、行政では補うことのできない様々な分野でご支援をいただいております。この場をお借りし、感謝申し上げます。

さて、区内の犯罪情勢につきましては、今もなお高い水準で発生が続いている特殊詐欺被害の問題がございます。犯人は絶えず手口を変えており、最近では、警察官を名乗り、「あなたが捜査の対象になっている」などと偽り不安をあおる手口やSNSを介して、投資への関心や、恋愛感情につけこむ「投資・ロマンス詐欺」などが多く発生しているとお聞きしております。

また、火災状況については、後ほど消防署からご報告があるかと思いますが、私たち区民は自ら火災を起こさないように日頃から意識して生活することが必要だと考えております。そのためには、区や消防署、関係機関の皆様などと協力した啓発活動に引き続き取り組むことが必要不可欠となります。

板橋区議会といたしましても、板橋区、警察署、消防署とともに、各団体の皆様、区民の皆様と一丸となって、「安心・安全なまち」の実現に向けて努力してまいりたいと思います。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

防災危機管理課長

続きまして、区内警察署を代表して、板橋警察署長からご挨拶をお願いいたします。

板橋警察署長

皆様おはようございます。板橋区内三警察署を代表いたしまして、ご挨拶を申し上げます。

はじめに、本日お集まりの皆様には、平素より警察業務の各般にわたり、深いご理解とご協力をいただいておりますこと厚く御礼申し上げます。誠にありがとうございます。

さて、区内における本年5月末現在の刑法犯認知件数は、1,355件で、新型コロナウイルス感染症が収束した令和4年以降、年々増加しており、感染拡大前の令和元年の水準に近づきつつあります。このような中、特殊詐欺による多額の被害や、匿名・流動型犯罪グループによる凶悪事件の発生など、区民の安全・安心な生活が脅かされており、現在、治安対策上の大きな課題となっております。区内の犯罪発生状況等については、後ほど、担当者から説明させていただきますが、板橋区内三警察署といたしましては、これら凶悪事件の抑止・検挙をはじめ、被害実態や犯罪の手口等に関する情報発信をタイムリーに行うことで、社会全体で被害防止対策を講じていく機運を醸成していきたいと考えておりますとともに、区民の皆様にとって身近な犯罪や事故にもしっかりと目を向けて、署員一丸となって取り組んでまいります。

今後も区民の皆様が安全・安心に生活ができる犯罪の起きにくいまちづくりと規範意識の更なる向上に努めていきたいと考えておりますので、引き続き、皆様方のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願い致します。

防災危機管理課長

続きまして、区内消防署を代表いたしまして、志村消防署長からご挨拶をお願いいたします。

志村消防署長

皆様おはようございます。板橋・志村両消防署を代表いたしまして、一言ご挨拶をさせていただきます。

本日ご出席の関係機関の皆様におかれましては日頃から消防行政に対しまして、ご理解とご協力を賜り大変ありがとうございます。

さて、私も消防側から「生活安全」というテーマについて考えますと、「火災」と「救急」の2つのキーワードがございます。

詳しくは後ほどご報告をさせていただきますが、本日協議会にご出席の皆様と情報を共有しながら、今後も生活安全への取組を推進していく所存でありますので、本日もどうぞよろしくお願いいたします。

防災危機管理課長

ありがとうございました。それではこれより議事に入ります。議事の進行につきましては、本協議会の会長でございます区長をお願いいたします。会長、よろしくお願いいたします。

会長

皆様、ご協力のほどお願い申し上げたいと思います。それではただいまから、報告事項に入ります。初めに、「令和6年度板橋区生活安全協議会活動報告」について、防災危機管理課長から説明いたします。

3 報告事項

(1) 令和6年度板橋区生活安全協議会活動報告（資料1）

防災危機管理課長

それでは、資料1「令和6年度板橋区生活安全協議会活動報告」をご覧くださいければと思います。恐れ入りますが着座にて失礼いたします。

まず、令和6年度板橋区生活安全協議会専門部会についてです。「1 専門部会活動報告」に記載してあるとおり、令和7年2月5日に開催いたしました。議題は、(4)に記載の4件となります。

続いて、「2 重点項目に関する活動報告について」でございます。恐れ入りますが、別紙をご覧くださいければと思います。別紙は、生活安全協議会の重点項目に関する各機関、団体等の皆様の活動報告となりまして、現状と対策をまとめてございます。

別紙の「2 特殊詐欺・悪質商法対策について」でございますが、令和6年の刑法犯認知件数は増加傾向にございまして、特殊詐欺についても、全体的に高い水準で発生しております。最近の傾向といたしましては、警察官等を騙り、捜査名目で現金等をだま

し取る手口が多く発生しているとともに、若年層の被害者の増加、国際電話を利用した犯行の増加などの報告がございました。また、悪質商法について、スマートフォン等での広告をきっかけとした商品購入トラブルが増加していることも報告がございました。これらの対策といたしましては、各種イベントやキャンペーン活動を実施し、注意喚起を図るとともに、簡易型自動通話録音機の配付や、板橋セーフティー・ネットワーク、青色防犯パトロールカーの活用などが挙げられております。

裏面２ページへお進みいただければと思います。

「３ 子どもに対する犯罪の防止対策について」でございます。現状として記載しておりますように、区内では、令和６年中に１７件の発生が確認されております。対策といたしましては、メールけいしちょう及び「Digi Police」の登録推進のほか、地域安全マップ作製講習会の開催などによる防犯意識の啓発が挙げられております。

続いて「４ 火災予防対策について」でございます。令和６年中の区内の火災件数は１３３件で、前年から１５件の減少となっております。また、救急車の出動件数も増加をしております。対策といたしましては、住宅への火災警報器設置や消火器設置などの啓発を行うほか、救急車ひっ迫アラートの発表など、救急車の適切な利用を訴えることなどが挙げられております。

それでは資料１にお戻りいただきたいと存じます。関係機関・団体の協働事業でございます。まず、「１ 地域安全マップ作製講習会」でございます。こちらは小学校ＰＴＡ連合会の皆様のご協力のもと、ＮＰＯ法人地域安全マップ協会によるフィールドワークやマップづくり等の講習を行い、小学生と保護者に、地域の安全について理解を深めていただきました。

２ページにお進みいただければと思います。

「２ 犯罪抑止生活安全のつどい」でございます。この事業は、区や警察署、防犯協会、町会連合会など、関係機関が一致団結して、防犯意識を高めることを目的として、毎年開催をしております。当日はお笑いコンビの鬼越トマホークとお笑いタレントの山田邦子さんらをお迎えいたしまして、詐欺被害防止の漫才やトークセッションを披露していただいたところでございます。

続いて、「３ 生活安全の日キャンペーン」でございます。板橋区では、毎年１２月２０日を「板橋区生活安全の日」と定め、年末年始に増加する犯罪や火災を予防するため、関係機関や各団体の皆様と協力し、街頭キャンペーン等を実施しております。令和６年度は、１２月１０日、イオンスタイル板橋にて、記載の内容を実施いたしまして、約８００名の方にお越しいただいたところでございます。

３ページにお進みいただければと思います。

「４ 板橋セーフティー・ネットワーク」でございます。こちらは、区民の方や、区内を中心に業務を行っている事業者の皆様にご参加いただきまして、日常生活や日常業務に防犯の観点を加えていただくことで、犯罪抑止と早期解決を図るものでございます。

（２）に記載しているように、令和６年度は新たに９事業者と４４名の区民の皆様に参加をいただいたところでございます。

続いて「５ 防犯設備の整備補助」でございます。こちらは町会・自治会や商店街が防犯カメラを設置する際の費用の一部を東京都と区が補助するものでございます。（２）の補助実績をご覧いただきたいと存じますが、新規で３０台、更新で９２台の防犯カメラについて、補助金を交付しております。

４ページにお進みください。

「６ 防犯カメラ維持管理費等補助」でございます。こちらは、ただいまご説明いたしました補助制度を活用して設置した防犯カメラの電気料金等の維持管理費の一部を補助するものでございます。令和６年度の補助実績は、（２）に記載のとおりでございま

す。

5 ページにお進みいただければと思います。区の実施事業でございます。

「1 総合安心・安全パトロール」でございます。区では、青色防犯パトロールカーによる巡回警備を24時間365日実施しております。また、(3)に記載のとおり、不審者情報等があった地域の巡回を一定期間強化いたします特別巡回警備も行っておりまして、令和6年度は191回実施いたしました。(4)に記載しておりますが、日大豊山女子高等学校・中学校放送部の生徒の皆様にご協力をいただきまして、パトロールで使用するアナウンスのリニューアルを行いました。資料に掲載しているようなPR用のマグネットを青色防犯パトロールカーの車両に貼りつけまして、若い世代との連携についてアピールをしながら、パトロールを実施しているところでございます。

「2 詐欺対策電話機等購入費補助」でございます。こちらは詐欺対策の機能を備えた電話機の購入補助を行っているもので、令和6年度は80件の交付実績となりました。

6 ページにお進みください。

「3 簡易型自動通話録音機の配付」でございます。こちらは、65歳以上の区民の方を対象に、電話機に簡単に貼り付けることができる簡易型の自動通話録音機を無償で配付しているものでございまして、令和6年度は1,823台を配付したところでございます。

続いて、「4 親子体験型防犯講習会(親子で体験あんぜん教室)」でございます。こちらは4月から小学校に入学するお子様とその保護者を対象に、犯罪から身を守る行動を学んでいただくものでございます。

続いて、「5 いたばし子ども見守り隊・スクールガード」でございます。こちらは、児童の登下校時の安全安心対策として、見守り活動のボランティア登録をしていただくもので、令和6年度は1,704人の方にご登録をいただき、腕章等活動に必要な物品の配付を行い、活動を支援させていただいたところでございます。

続いて、「6 通学路防犯カメラの設置」でございます。こちらは、区立小学校の校地内及び通学路上に防犯カメラを設置し、児童の安全確保と犯罪抑止を図るものでございまして、現在は258台の防犯カメラを設置しております。

続いて、7 ページから9 ページにかけましては、区や関係機関、団体の皆様が協働で行った広報活動等をまとめて掲載しております。いくつか抜粋してご説明をさせていただきます。

まず、「4 若者を犯罪者集団から守るための教育」でございます。こちらは、各警察署及び東京弁護士会等と協力をいたしまして、区立中学校5校において、闇バイトの勧誘など、若者が犯罪に巻き込まれないための講義を行いました。

続いて、「7 聞いて体験!! 特殊詐欺」でございます。こちらは、スマートフォンを実際に使用いたしまして、特殊詐欺の手口を区民の皆様に体験していただくとともに、対策を学んでいただいたところでございます。

続いて、9 ページでは、区による広報活動を掲載しております。「1 「最近の犯罪発生情報」の発行(毎週発行)」のとおり、区では、最近の犯罪発生情報を毎週発行しているほか、「2 「広報いたばし」に防犯特集記事を掲載」記載しているとおり、広報いたばしや区ホームページをはじめ、防災メールやLINE、Xなど、様々な広報媒体を活用し、適宜情報提供を行っているところでございます。

また、「7 特殊詐欺被害防止に向けた対策」については、区が発行する冊子や区民の皆様宛に送付する封筒などに、特殊詐欺被害防止の記事等を掲載いたしまして、注意喚起を行うなど、関係部署を巻き込んだ積極的な広報活動を行いました。

説明が大変長くなりましたが、関係機関及び団体の皆様には、日頃から様々な活動にご尽力をいただいております。この場をお借りして、改めて感謝を申し上げます。

令和6年度の板橋区生活安全協議会の活動報告は以上となります。

会長

続きまして、「令和7年板橋区内犯罪認知件数」について、板橋警察署生活安全課長からお願いを申し上げます。

(2) 令和7年板橋区内犯罪認知件数（資料2）

板橋警察署生活安全課長

皆様おはようございます。

私から、区内の各種犯罪の発生状況等について、ご説明させていただきます。資料2「令和7年板橋区内犯罪認知件数（令和7年1月1日～5月31日）」をお手元にご用意いただければと思います。

この表は、本年5月末時点までの区内の主な犯罪認知件数を記載しているものです。数値は暫定値である旨ご承知おきいただければと思います。

表中の刑法犯総計のところを見ていただきますと、区内の刑法犯の認知件数については、1,355件となっております。昨年同期比としまして、プラス142件と増加している状況です。新型コロナウイルス感染症が拡大した、いわゆるコロナ禍の令和2年以降、人流の減少に伴い、刑法犯認知件数も減少傾向にありましたが、コロナ禍が明けた令和4年以降は増加に転じ、コロナ禍前の令和元年の水準に近づきつつある状況です。

続いて、犯罪の傾向についてですが、表中の各種犯罪の合計を見ていただきますと、132件、前年同期比プラス3件と微増となっております。昨年から大きく数値が上がってはいませんが、この中で予断を許さないのが、特殊詐欺被害であります。特殊詐欺については、板橋区のみならず、都内全般において昨年と比較して発生件数及び被害金額が大きく増加しております。最近の特殊詐欺の被害傾向としましては、特にオレオレ詐欺が大幅に増加しており、警察官を騙って「あなたを逮捕する」などと被害者の不安をあおって金銭等を騙し取る手口が急増し、被害の約半数を占めております。また、高齢者だけではなく、30～40代を含めた幅広い世代に被害が拡大しており、インターネットバンキングを利用し、第三者を介することなく繰り返し入金させることによって、被害金額が高額になる傾向にあります。なお、令和7年5月末時点での板橋区内特殊詐欺被害状況については、被害件数76件（前年同期比＋9件）、被害額約3億4,500万円（前年同期比＋約3,800万円）の被害となっております。

特殊詐欺の防止に向けた対策としては、高齢者宅への個別訪問による防犯指導をこれからも続けるほか、犯人からの電話に出ない対策に重点を置いて取り組んでおります。特に、犯人からの電話の約7割以上が、海外からの国際電話によるものとなっていることから、国際電話不取扱受付センターに申し込んでいただきまして、被害に遭わない環境づくりに力を入れているところでございます。我々としましては、あらゆる警察活動を通じまして、この国際電話不取扱受付センターのご案内や申し込みの依頼を地域の方々に強く呼びかけているところでございます。

このほか、増加傾向にある犯罪、減少傾向にある犯罪それぞれありますが、より身近なところで発生しているものとして、自転車の窃盗、これが431件発生しております。こちら前年同期比で見ますとプラス84件と大きく増加しています。自転車の窃盗の傾向につきましては、駅や商店街周辺の駐輪場で、無施錠の自転車が被害の多くを占めている傾向にございます。

このような地域住民の方々の身近なところで起こる犯罪が多く発生してしまうと、地域の治安の悪化に繋がってしまい、より凶悪な犯罪が発生してしまいかねない環境にも

なってしまいますので、警察としましては、不審な自転車への積極的な声かけによる窃盗犯人の検挙や義務化されている防犯登録の必要性及び確実な施錠の徹底について、呼びかけてまいります。

続きまして、増加傾向にあります強盗や特殊詐欺の実行犯、いわば犯人がどのように犯罪に加担してしまうかについてですが、昨今、「犯罪実行者募集情報」、いわゆる「闇バイト」と呼ばれるもので、少年を含めた若者が高額報酬を謳った求人に応募し、重大な犯罪に加担してしまうことが全国的な社会問題となっています。この「闇バイト」の勧誘手口については、XなどのSNSや求人サイトに掲載されるなどし、「誰でもできる、簡単とアピール」、「一方で報酬は高額」、「具体的な仕事の内容がよくわからない」という特徴があります。そのような求人を見た者が、応募のために連絡をすると、秘匿性の高いアプリでのやり取りに誘導され、身分証明書などの個人情報を送信するよう要求されます。その結果、相手方に自分の氏名、年齢、住所などの情報が知られてしまい、抜け出せないように脅しの材料になってしまいます。例えば、脅しの内容としましては、「次に来なかったら100万円払えよ」「自宅に行くぞ、お前を逃がさない」「必ず見つけて追い詰める」などと脅され、どうすることもできずに犯罪に加担させられてしまうという流れでございます。このように、知らぬ間に闇バイトに引き込まれることがないよう、犯行に加担させないための対策としまして、小学校高学年の年齢層に対して、より早い段階でお話をさせていただく機会をいただきまして、「闇バイトは仕事ではなく犯罪であること」「犯罪に加担することの恐ろしさ」「万が一、闇バイトに気づいたり、脅迫されていたりすることなどを理由に犯行に加担しようとする者がいれば、「#9110」への相談を呼びかける」など、あらゆる機会を通じまして広報啓発をしております。そうすることによって、いわゆる闇バイトの危険性について浸透させていき、板橋区内から凶悪犯罪による加害者・被害者が生まれないような取組を行っております。

犯罪については、凶悪犯罪といわれるものから、身近なところで頻繁に発生する犯罪まで、様々ありますが、警察といたしましては、地域住民の方々に、安全・安心に生活していただくことができるよう、引き続き、板橋区や区民の皆様と連携・協力しながら、各種犯罪の抑止や検挙に取り組んでまいります。

以上で、私からのご報告を終わらせていただきます。

会長

続きまして、「令和7年板橋区内火災状況」について、志村消防署警防課長から願います。

(3) 令和7年板橋区内火災状況（資料3）

志村消防署警防課長

それでは、資料3「板橋区内火災状況」につきまして、板橋・志村、両消防署を代表いたしまして、資料3についてご説明をさせていただきたいと思っております。着座にて失礼いたします。

資料3を、お手元に準備をお願いいたします。

初めに、令和7年5月末までの区内の火災状況ですが、火災件数は62件（5月31日現在）で、昨年同時期と比べ、10件増加しているという状況でございます。次に、焼損床面積をご覧ください。今年は272㎡で、昨年同時期と比べ、303㎡減少しているという状況でございます。これについて、令和6年には志村消防署管内において、1件で300平方メートル以上が燃えた火災があったため、令和7年は件数が増えてい

るのに面積が減っているものとなります。

続いて、火災による死者の状況でございます。5月末まで、板橋区内では1名の方が火災によってお亡くなりになっており、昨年同時期と比べ、2名減少しているという状況でございます。なお、7月10日に板橋消防署管内で発生した住宅火災で、2名の方がお亡くなりになっております。

次に、出火原因別件数ですが、電気関係の火災が一番多く、続いて、たばこ、放火、ガス器具と続いております。消防署としましては、各原因について、注意喚起の広報を進めるとともに、火災による被害の低減をさせるため、住宅用火災警報器の設置、交換及び点検の促進に関する広報と、各ご家庭で消火器を準備していただく「マイ消火器」の広報を推進しているところでございます。

次のページをご覧ください。

年々、件数が増加している「リチウムイオン電池」に関する火災についてです。皆様がお手持ちのスマートフォンや携帯電話のほか、多くの家電で使われておりますリチウムイオン電池ですけれども、強い衝撃を与える、純正品でないバッテリーを使っていたことで、内部でショートすることで出火する事例が数多く発生しております。また、屋外で車のダッシュボードに、スマートフォンやポータブルバッテリーを置いたままにすることで、高温化し、出火するケースもございます。安全性を満たす製品を選ぶということや、取扱説明書を読んでいただき、正しく使うことが重要でございます。このほかにも、一般ごみに混ぜて捨てられた結果、ごみ収集車の中やごみ処理場で出火するケースもございますので、使わなくなったものを正しく捨てることも非常に重要となります。こちらの資料にも、リチウム電池の正しい取扱方法を記載しておりますので、ご覧いただければと思います。

次のページをご覧ください。

救急車の適時適切な利用についてです。資料にあるとおり、夏季は気温の上昇とともに熱中症による救急要請が増加いたします。救急隊の出動がひっ迫し、消防署に待機している救急車がない、現場に向かうまで時間がかかる、119番通報が繋がりにくいといった憂慮すべき事態が起きています。119番通報の中には、緊急性が低い通報や、適切でない119番通報が少なからず存在します。例えば、「明日病院に行くので救急車を予約したい」「蚊に刺されてかゆい、何とかして欲しい」といった内容の通報が実際にかかってきています。こういった通報も、119番通報が繋がりにくくなる要因の一つになっています。令和5年から、救急車の要請がひっ迫した際に、東京消防庁から「救急車ひっ迫アラート」を発令し、救急車の適時・適切な利用について広報しており、板橋区の公式LINE等でも発信にご協力をいただいているところでございます。次のページ以降、熱中症の予防とポイント等について、資料にまとめております。去年は、熱中症による救急搬送件数が過去最多となりました。今年も暑い日が続いており、日々、熱中症による救急搬送される方がいらっしゃいます。救急搬送の統計では、熱中症で搬送された65歳以上の方の約半数が、自宅などの居住場所から搬送されています。その65歳以上の中でも、75歳以上の方が75%を占めているということになります。室内であっても、温度や湿度が高いと熱中症になる危険性がございますので、計画的、かつ、こまめな水分補給と、室内においても扇風機やエアコンを使用して、熱中症の予防に配慮していただければと思います。

なお、本日資料にはございませんが、追加で1点ご報告でございます。本年4月以降、「東京消防庁指定商品」や「東京消防庁が強く勧める」等の言葉を使って商品を販売する通販サイトが存在するとの情報が複数寄せられております。東京消防庁では、特定の商品の購入促進に繋がる宣伝や商品の評価等を行っている事実はなく、このような通販サイトは、東京消防庁と一切関係ございません。東京消防庁ホームページでも周知して

いるところではございますが、本日ご参加の皆さんにおかれましても、ご認識のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上で説明を終了させていただきます。

会長

続きまして、「令和6年度悪質商法等による消費者被害」について、くらしと観光課長から説明を申し上げます。

(4) 令和6年度悪質商法等による消費者被害について（資料4）

くらしと観光課長

それでは、資料4「令和6年度悪質商法等による消費者被害」について、報告いたします。恐れ入りますが着座にて失礼いたします。

「1 令和6年度相談の概要」でございます。まず、相談件数の推移でございますが、令和6年度の相談件数は4,386件（前年比110.7%）と、相談件数は増加しており、過去3年遡ってみましても、増加傾向にございます。中でも、通信販売に関する相談が全体の約3分の1を占めています。続きまして、商品・サービス別の相談件数でございます。年代別の傾向では、10歳未満・10代はインターネットゲーム課金（スマートフォンによるトラブル）による相談が多く、10～40代では、医師が行う美容整形、脱毛などの医療サービスの相談が多くなってございます。また、20～60代では、賃貸住宅の原状回復費用等の不動産貸借に関する相談割合が高く、50～70代では、サプリメントの定期購入などの健康食品に関する相談が多くなっています。80歳以上では、自宅に訪問されて屋根工事の契約をしてしまうなど、工事・建築の相談や給湯器点検・交換などの給湯システムの相談が上位に挙がってございます。

別紙2をご覧くださいと思います。年代別の相談件数上位5位まで記載してございます。ただいま、年代別の傾向をお話しさせていただきましたが、あくまで傾向でありまして、表に記載されているとおり、年代にかかわらず、様々な相談が寄せられています。詳細につきましては後程ご覧くださいと思います。

資料4の2ページ目にお戻りください。2ページ目から3ページ目にかけて、最近多く見られる相談事例について、3事例ほど記載させていただいております。本日はそのうち、最初の2つの事例を紹介いたします。

初めにNTTをかたる不審な電話でございます。事例といたしましては、NTTをかたり、「2時間後にこの電話が使えなくなる。オペレーターと話す方は、1番を押すように。」という、自動音声の電話がかかってきた。1番を押すと、オペレーターとつながり、住所、氏名、生年月日を伝えてしまったが、請求書など届くだろうか、個人情報が悪用されてしまうのではないだろうか不安であるといった相談がございました。消費者センターからのアドバイスといたしまして、昨今、自動音声ガイダンスにより不審な電話で個人情報を聞き出すケースが多くなっておりますが、NTTから電話を停止することに関して、自動音声ガイダンスやショートメッセージを使って連絡することは絶対にございませので、自動音声ガイダンスが流れた場合には、最後まで聞かずに電話をすぐ切るようにしましょう。また、非通知や知らない番号からの電話は、不審な電話のおそれがありますので、慎重になりましょう。併せて、いかなるケースであっても個人情報については伝えないようお願いいたします。高齢者の消費者トラブルを防ぐためには、身近にいる方々がその変化にいち早く気づくことがとても重要になってきますのでそういった状況を見ましたら、皆様注意のほどよろしくお願いいたします。

2つ目の事例、給湯器の点検商法トラブルでございます。こちら、近年かなり増え

てございます。事例といたしまして、帰宅するとガス給湯器交換の契約書が置いてあった。同居の父に聞くと、ガス会社から点検に伺うという電話があった後、来訪があり、「給湯器が古くなっているから交換した方がいい」と勧められ、約30万円の交換工事を契約したという。しかし、契約書を見ると、契約中のガス会社と関係のない別会社であった。給湯器は故障もなく、交換の必要もないことがわかったため、すぐにメールでクーリング・オフを申し出たが大丈夫かという事例でございます。消費者センターからのアドバイスといたしまして、「点検」と言って訪問してくる事業者の中には、契約中の事業者を名乗るなど、身分を偽る事業者も存在するため、相手に身分証を求めたり、契約中の事業者に連絡をとったりして、点検を実施しているか確認しましょう。また、事業者から契約を急がされてもその場ですぐに契約せずに、十分に比較検討をしてください。訪問販売の場合につきましては、契約の書面を受け取った日から8日以内であればクーリング・オフができます。高齢者の中には被害にあった認識がなく、誰にも相談しないなど、被害が表面化しにくい傾向にあります。見慣れない契約書を見つけたら、内容をよく確認していただき、消費者センターに相談をお願いいたします。この事例の注意点といたしましては、一度こういった契約をしますと、給湯器から床下であったり、屋根であったり、次々とセールスが来ます。消費者センターの相談員に話を聞くと、「自分は大丈夫」と思っている方が多いかと思いますが、その意識が一番危ないということです。自分も危ないという認識を持っていただくとともに、すぐに契約するのではなく、一旦確認するという習慣づけをお願いしたいと思います。3ページのエステの事例については、後程ご確認くださいと思います。

続きまして、「3 悪質商法等被害防止対策の具体的な取り組み」についてです。

(1) 啓発・事業①一般向けから②若者向け、③高齢者向けとそれぞれ記載しております。消費者センターといたしましては、まずは本日紹介した事例や現在こういったことが起きているかなど、消費生活の動向も区民の皆様にご存知いただくことが重要だというふうに考えておりますので、引き続き啓発活動を進めてまいります。また、消費者センターだけではなく、警察署や関係機関の皆様とともに、周知活動に努めてまいりたいと考えております。

最後に、別紙1をご覧ください。「3 契約当事者の属性」を見ていただくと、10代以上のすべての年代において、相談件数が増加していることがわかります。また、若い世代からの相談件数が少ないというイメージがあるかと思いますが、20代から80歳以上まで同じように相談を受けてございます。一方で、「5 インターネット通販」をご覧くださいますと、インターネットとありますので若い世代の相談が多いかと思われるがちですが、50～60代の方も多くなっております。傾向といたしましては、70代以上になりますと、申し込みしたものの契約などの手続きが面倒だから支払ってしまうというケースも実際に見られます。インターネットトラブルに限らずですが、まずは消費者センターにご相談いただければと思います。

私からの報告は以上でございます。

会長

以上で報告事項を終了したいと思います。ただいまの報告につきまして、ご質問ご意見があらうかと存じますが、後程一括をしてご発言いただきたいと思います。

次に、議題に入りたいと存じます。

「令和7年度板橋区生活安全協議会活動方針（案）」について、防災危機管理課長から説明を申し上げます。

4 議題

令和7年度板橋区生活安全協議会活動方針（案）（資料5）

防災危機管理課長

それでは、「令和7年度板橋区生活安全協議会活動方針（案）」について、ご説明させていただきます。

まず、「1 活動方針」でございます。（1）「いたばし生活安全都市宣言」で宣言している「地域防犯力の向上」を図るため、板橋区や関係機関・団体は、意識啓発活動を積極的に進める。（2）生活安全協議会は、共通の事業を行い、関係機関・団体の連携を強めるとともに、地域ぐるみの運動につなげる。（3）重点項目を定めて、専門部会を設置し、事業計画に基づき効果的に活動を行うとともに、地域ぐるみで犯罪の防止を図る。

続いて、「2 重点項目」でございます。

「（1）特殊詐欺・闇バイト・悪質商法対策」でございます。令和6年特殊詐欺被害件数及び被害額は、過去ワーストとなっておりまして、23区中4番目に多い結果となっております。こうした状況を踏まえ、区としましては、引き続き関係機関の皆様と連携し、幅広い世代への注意喚起に努めてまいります。また、今年度新たに追加する内容としまして、皆様ご承知のとおり、全国的に社会問題化している闇バイトについて、区民の防犯対策の促進及び防犯意識の向上に努めるとともに、若者に身近なSNSを活用するなど、若者を犯罪者集団から守れるよう、注意喚起を図ってまいります。そのほか、若い世代を中心に通信販売の相談、高齢者を中心に訪問販売等の相談が増えていることから、幅広い世代へSNSや広報紙等を活用した注意喚起に努めてまいります。

「（2）子どもに対する犯罪の防止対策」でございます。令和6年の子どもに対する犯罪の認知件数は17件で、令和5年と比べて9件増加しております。また、犯罪被害に至らない前兆の事案といたしまして、子どもに対する声かけ等が多数発生している状況でございます。そのため、引き続き講習会の開催や小中学校と連携した登下校時の警戒強化等を実施することで、子どもに対する犯罪への防犯意識の啓発に努めてまいります。

「（3）火災予防対策」でございます。令和6年の火災件数及び死者数は、いずれも令和5年に比べて減少しております。先ほどご説明のありましたとおり、火災原因の多くを占めている電気火災や放火など、各火災原因の傾向に注視しつつ、注意喚起対策の方法を実施してまいります。また、住宅用火災警報器及び消火器の設置促進並びに火災の危険性の周知に努めるなど、今後も関係機関の皆様と協力した防火対策を実施してまいります。

2ページにお進みいただければと存じます。

「3 事業計画」でございます。

初めに（1）令和7年度板橋区生活安全協議会専門部会でございます。板橋区の安心・安全を推進させるため、専門部会委員と区、警察署、消防署の担当課長によりまして、具体的かつ実効性のある施策を議論する専門部会を設置いたします。

次に「（2）区、関係機関・団体の協働事業」でございます。①地域安全マップ作製講習会から⑥防犯カメラの維持管理費等補助金まで、記載のとおり、各種事業を展開してまいりたいと思います。

3ページ「（3）区の実施事業」でございます。「①防犯機器等購入緊急補助事業」をご覧ください。こちらは、今年度の新規事業となります。昨今、いわゆる闇バイトが関係すると思われる強盗事件等が発生する中で、区民の皆様が侵入盗被害に有用な防犯カメラやカメラ付きインターホンなどの防犯機器等を購入、設置した場

合に、東京都と区が費用の一部を補助するものでございます。補助率は4分の3、上限は3万円となります。こちらにつきましては、8月の1日から受付を開始いたしますので、皆様からもぜひ、周りの方にご周知いただけると幸いです。

このほか、4ページから5ページにかけて、記載の取組を進めてまいります。

最後に5ページ「(4)区、関係機関による広報活動等」でございますが、広報いたばしや区ホームページ、さらに防災メールやLINE、XなどのSNSのほか、スマートフォンアプリなど、様々な広報媒体を活用し、若者から高齢者まで幅広い世代に向けて、引き続き周知活動や注意喚起を積極的に進めてまいります。

以上の取組について、関係機関及び団体の皆様と協働し、今年度推進してまいりたいと考えております。

ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

会長

ただいま、「令和7年度板橋区生活安全協議会活動方針(案)」についての説明がございました。先ほどの報告事項も含めまして、ご意見、ご質問等ございましたら、ご発言をお願いしたいと思います。ご質問のある方はどうぞ挙手の上、お願い申し上げたいと思います。

質疑応答

質問 公募委員①

先ほどお話がありました、特殊詐欺のことですが、警察官を騙る特殊詐欺が増えていきます。これは、一般の固定電話ではなくて、スマホを使って、最終的には、LINEのビデオ通話に誘導されて、何だかあおられて、お金を振り込んでしまう。偽の警察手帳を見せられたり、逮捕状を見せられたりして、これは大変だということになっていると思います。その辺の対策について、警察署の方はどのようにお考えか、お聞きしたいと思います。

回答 板橋警察署生活安全課長

ご指摘いただきましたとおり、LINEに誘導する手口は、最近よく耳にする手口でございます。なお、この手口が出始めたのがそんなに古い話ではないので、知らない方も一定数いらっしゃるのかなと思います。そのため、我々の対策としましては、こういう手口があるということを皆様に知っていただくことが一つとなります。メールけいしちょうや「Digi Police」を活用した周知やイベント・キャンペーン等を通した呼びかけによる注意喚起を行うこととで、一人でも多くの方にそういった認識を持っていただくことが一番重要と考え、対応しております。

質問 小学校PTA連合会

いつもありがとうございます。

先日、地域安全マップ作製講習会に参加してまいりました。内容はとても役に立つもので、参加した保護者の方々も満足度が高く、防犯意識がとても高まっていると思いますが、趣旨については、参加したPTAが各学校へ持ち帰って、学んだ内容を子どもたちや各学校のPTAに向けて広めていくものとなっており、そのハードルがすごく高いと思っています。希望校に対してだけでも、講師の方に来ていただくなど、やり方を検討していただけますと、とてもありがたいなと思っています。内容はとてもいいものだと思います。

回答 防災危機管理課長

まず、ご参加いただきまして、ありがとうございます。また、ご好評いただきありがとうございます。こちらの地域安全マップ作製講習会でございますが、やはり趣旨としては、おっしゃっていただいたように、それぞれそういった経験を通じて、各学校でそれを広めていただくというのが趣旨でございます。我々としても、なるべく広げていきたいという思いがありまして、毎年地域を変えて、この講習会を実施しているものでございます。今後も、講習会の開催場所についてなど、検討を進めてまいりたいと思っております。

質問 公募委員②

よろしくお願いいたします。私から2点お尋ねいたします。

1点目が、資料1の7ページ「7 聞いて体験！！特殊詐欺」ですが、板橋警察署と東京都で協力して2回、仲宿地域センター・桜川地域センターで開催をされているというのですが、実際にどの程度の方が参加されて、どのような形で募集されて、実効性が上がったのか、具体的な話をお尋ねしたいと思います。

それから2点目でございます。資料2で闇バイトの話がございました。内容を聞きますと小学生の高学年に対して、闇バイトの関係の注意喚起を行ったというご説明がございましたが、中学校・高校・大学もございます。その学生の皆様に対してはどのような対応されているのか、お尋ねをしたいと思います。いかがでしょう。

回答 防災危機管理課長

1点目「聞いて体験！！特殊詐欺」についてでございます。こちら、板橋警察署及び東京都と協力をして実施をしたものでございまして、資料1の7ページに記載のように、2か所の地域センターで昨年度は実施をさせていただいたところでございます。内容につきましても、記載のとおりですが、実際にスマートフォンを使用して、犯人が話す音声聞き比べたり、メールから詐欺被害に遭う過程を体験したりすることで、特殊詐欺対策を学んでいただきました。平日開催ということもあり、高齢者の方が多かったような印象もございますが、好評で2回開催しまして、大勢の方に参加していただきました。

1点目の「聞いて体験！！特殊詐欺」の質問についての回答は以上でございます。

回答 板橋警察署生活安全課長

ご質問いただきました2点目についてですが、小学生ではなく、中学生や高校生、大学生にもどうかというところだと思います。こちら、小学生と同様に、我々、警察官の立場からいろいろな教養の場を設けさせていただいております。これまでも、中学生から大学生の若い方に対して、学校に赴き、「セーフティー教室」や「防犯講話」、「薬物乱用防止教室」などとして、学生に対して、いろいろな講話をすることで、各種犯罪等に気を付けるようにと、注意喚起をしております。その中で、闇バイトの問題として、犯行に加担してしまう人の年齢が低年齢化しているということもありますので、少し早いかなと思われる方もいらっしゃるかもしれませんが、小学校高学年くらいから、認識を持ってもらおうと思います。最近だと、小学生からスマートフォン使うようになる方も多くいらっしゃると思います。そういう時代背景もございますので、これまで、中学生から大学生に行っていた講話の対象を小学校高学年に引き下げ、防犯や闇バイトの加害対策とした取組を行っております。

質問 公募委員②

ありがとうございます。非常に良い取組だと思いますが、具体的な実績などはどのよ

うになっていますか。

回答 板橋警察署生活安全課長

この取組は、定期的に行っているものではなく、学校からの依頼を受けて、その要望に応じて、我々警察官が出向いて、教養を行っている次第でございます。こちら、学校から、頻繁に依頼がありますので、その都度対応しております。

質問 公募委員②

私からの要望ですが、非常に素晴らしいことを行っていただいて、若年層の犯罪を防止する一つの手段にもなると思います。だから、私の意見としては、板橋区教育委員会とも連携をしていただいて、若年層の犯罪防止の機会を増やすということで、今後も定期的を開催できるようにしていただければと思います。

回答 志村警察署生活安全課長

ご質問のとおり、我々もどんどん実施したいということで、我々三警察署から教育委員会等に対し、働きかけを行っているところですが、授業やカリキュラムの都合で実施できない場合がございます。そういった中で、我々も啓発活動を推進していきたいのですが、学校によっては、そういった時間を確保できないという点がございまして、教養を実施しないとしても、何か啓発活動や周知を実施できないかと、落としどころを考えております。

質問 板橋産業連合会理事

私は、産業連合会から事業者として参加しておりまして、私自身、建築の設計工事と不動産の賃貸管理の仕事をしております。消費者被害の相談内容について、不動産貸借が上位にあるかと思います。私たちも、原状回復工事などについて、消費者センターに相談に行きますと入居者から言われることがあります。私たちとしても、「どうぞ行ってください」と思っているのですが、一定数、自分の都合の悪いことは言わないで、自分にとって欲しい返事だけが自分の記憶に残っているという方もいらっしゃいます。私の関わった事例でいうと、上階の部屋から水がずっと下の階に垂れていて、上階の方に（部屋を）ちょっと見せてほしい旨をお願いしたら、その方は、「消費者センターに相談したところ、管理会社の言うことは聞く必要ない。」と話すので、部屋も確認できず、下の階の方も3か月近くの間、上階から水が垂れている状態で生活されていました。上階の方に部屋を見せてもらうため、弁護士に依頼し、書面で連絡を行い、3か月後に、部屋を確認できたのですが、単にキッチンの排水管が抜けていただけでして、一瞬で解決したことがありました。これ以外にも、工事について、直すだけ直させておいて、「クーリング・オフします。」と言われると、無料で直させられて泣き寝入りするような事例もございます。こういった事例もありますので、消費者センターは、「消費者は善・事業者や大家は悪」という前提で話を聞くのではなくて、公平・中立に対応していただけたらいいなと思います。よろしくお願いします。

回答 くらしと観光課長

事例も含めまして、ご意見ありがとうございました。

消費者センターといたしましては、まず、「消費者に寄り添う」ということでお話を聞かせていただいておりますが、おっしゃっていただいたとおり、自分の思うゴール地点を念頭にお話されるってところはあろうかと思います。相談員といたしましては、現在も公平・中立な対応をしておりますが、できる限り資料を揃えさせていただいて、

消費者に寄り添いつつ、公平な観点からお話を聞いて着地点を見つけていければというふうに考えてございます。ご意見ありがとうございました。

質問 板橋区民生・児童委員協議会熊野地区会長

私、小学校のスクールガードをしておりまして、昨今、学校に侵入する事件などがありますけれども、父兄の方とかとお話しますと、学校の校門の施錠ということに関して、どういう状況になっているのか、板橋区全体として、学校の施錠の状況など、体制についてお聞きしたいと思います。

回答 防災危機管理課長

各学校で、基本的には同じようなセキュリティ対策を行っております。内容としては、受付で来校した方に、受付簿へ氏名・時間・用件を書くような形式で行っているところでございます。そういった中で、例えば土曜日授業などにおいても、不審者がなかなか侵入できないような対策を各学校で行っているところでございます。

質問 板橋区民生・児童委員協議会熊野地区会長

柵を乗り越えて侵入する場合もあるのではないかなど、そういった不安もありますので、学校の周囲の環境を見直す機会があってもいいのかなと思いました。よろしくお願いいたします。

回答 防災危機管理課長

私の経験ですが、保護者が学校に入る際でも、先ほど申し上げた受付簿への記入のほかに、例えば、学校公開の場合など、事前に配られている名札を必ず着用しないと入れないなど、学校においても防犯対策に取り組んでいるところだと思っています。例えば、全く知らない方が来た場合に、声かけをするなど、そういった部分は学校で対策をしていると思いますが、本日いただいたご意見については、教育委員会とも情報共有を行いたいと思います。ありがとうございます。

—質問、意見なし—

会長

ありがとうございました。大変貴重なご意見ありがとうございました。時間に限りもございますので、このあたりで質疑応答を終了したいと思います。皆様から大変貴重なご意見・ご指摘をいただきました。いただきました内容につきましては、各関係機関で、十分に検証していただきながら、改善できるものは改善していただくことも含めてお願いを申し上げたいと思っています。

それでは、「令和7年度板橋区生活安全協議会活動方針」について、皆様にお諮りいたします。賛成の方は、ぜひ拍手をもってお願い申し上げます。

—拍手・活動方針了承—

ありがとうございました。全員から拍手をいただきました。よって、活動方針につきまして、内容のとおりと決定させていただきます。ありがとうございました。

それでは、これをもちまして本日の議事はすべて終了といたします。皆様のご協力に感謝申し上げます。最後に、事務連絡等ございましたら事務局からお願いいたします。

防災危機管理課長

会長ありがとうございました。先ほど、ご決定いただきました方針に基づき、今年度の活動を実施してまいります。皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

それではこれにて、本日の協議会は終了とさせていただきます。本日はご多用の中、板橋区生活安全協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございました。